

## 第6章 心神喪失等による事故の被害者救済補償特約

### (特約の適用)

第1条 この特約は、この共済契約に自動車共済約款賠償責任条項の適用がある場合に適用されます。

### (当組合の支払責任—人身)

第2条 本組合は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「人身事故」といいます。）について、法令および判例等に照らして検討した結果、民法（明治29年法律第89号）第713条（責任能力）の適用により、本組合が共済契約自動車の運転者（注）に法律上の損害賠償責任がなかったと認める場合に、人身事故により被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、心神喪失等による事故の被害者救済補償共済金（以下この特約において「共済金」といいます。）を支払います。

2. 本組合は、前項の損害の額が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責等」といいます。）によって支払われる金額（共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合は自賠責等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。）を超過する場合に限り、その超過額についてのみ共済金を支払います。

(注) 共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、共済契約者以外の自動車取扱業者（自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間を除きます。

### (当組合の支払責任—物損)

第3条 本組合は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「物損事故」といいます。）について、法令および判例等に照らして検討した結果、民法（明治29年法律第89号）第713条（責任能力）の適用により、本組合が共済契約自動車の運転者（注）に法律上の損害賠償責任がなかったと認める場合に、物損事故により被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約に従い、共済金を支払います。

(注) 共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、共済契約者以外の自動車取扱業者（自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間を除きます。

### (被共済者)

第4条 この特約における被共済者は、次の者とします。

- (1) 人身事故により生命または身体を害された者
- (2) 物損事故により所有する財物を滅失、破損または汚損された者
2. 前項の被共済者の胎内にある胎児が、人身事故により、その出生後に、身体に傷害を被ることによって損害を被った場合は、前項の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
3. この特約の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。
4. 前項の規定によって、第11条（支払共済金の計算—物損）に定める本組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

#### （共済金請求権者）

第5条 この特約における共済金請求権者は、人身事故または物損事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 被共済者。ただし、人身事故により被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
- (2) 人身事故の場合は、被共済者の父母、配偶者または子

#### （共済金を支払わない損害—1 人身・物損）

第6条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者またはその法定代理人（被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）の故意
  - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (3) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波
  - (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (7) 共済契約自動車競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験のために使用中の事故および競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。）の事故
2. 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については、共済金を支払いません。
- (1) 被共済者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害
  - (2) 被共済者が法令に定められた資格を持たないで自動車を運行（注1）している場合に、その本人に発生した損害
  - (3) 被共済者が酒気帯び運行、または麻薬等を摂取して運行をしている場合に、その本人に発生した損害
  - (4) 被共済者が自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に、

その本人に発生した損害。ただし、被共済者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被共済者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(5) 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に発生した損害

(6) 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した損害

3. 本組合は、損害が共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した場合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

4. 本組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく丹毒、りんぼせんえんリンパ腺炎、はいけつしょう敗血症、はしようふう破傷風等をいいます。）による損害に対しては、共済金を支払いません。

(注1) 運転に限らず、クレーン、玉掛け、フォークリフトなど、固有の装置の操作に資格が必要な場合を含みます。

### (共済金を支払わない損害－2 人身)

第7条 本組合は、人身事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによってその本人に発生した損害については共済金を支払いません。

(1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）

(2) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

### (共済金を支払わない損害－3 物損)

第8条 本組合は、物損事故により次の者の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合には、それによってその損害を被った財物を所有する者に発生した損害については共済金を支払いません。

(1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）

(2) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

2. 本組合は、次の損害については共済金を支払いません。

(1) 財物に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗

(2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損害をいいます。）

### (損害額の決定)

第9条 本組合が共済金を支払うべき損害の額は、共済契約自動車の運転者が被共済者またはその父母、配偶者もしくは子に発生した損害を賠償するとした場合に、その共済契約自動車の運転者が支払うべき損害賠償金の額として、本組合の認める額とします。

2. 前項の損害の額は、次の手続によって決定します。

(1) 本組合と共済金請求権者との間の協議

(2) 前号の協議が成立しない場合は、本組合と共済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

### (支払共済金の計算－人身)

第10条 1回の人身事故につき本組合の支払う共済金の額は、第9条（損害額の決定）の規定により

決定される損害の額から（１）から（６）の合計額を差引いた額とします。ただし、被共済者１名につき、それぞれ共済証書記載の共済金額を限度とします。

- （１）自賠責共済等または自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって共済金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた金額
  - （２）対人賠償共済等によって賠償義務者が共済金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定しまたは支払われた共済金もしくは保険金の額
  - （３）共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
  - （４）労働者災害補償制度（注１）によって共済金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた額（注２）
  - （５）賠償義務者以外の第三者から共済金請求権者に発生した損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
  - （６）第１号から第５号までの額のほか、人身救済補償共済金を支払うべき損害を補償するために支払われる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがあある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注３）
- （注１）労働者災害補償制度とは、次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
- （イ）労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）
  - （ロ）国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号）
  - （ハ）裁判官の災害補償に関する法律（昭和３５年法律第１００号）
  - （ニ）地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）
  - （ホ）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号）
- （注２）労働者災害補償制度によって保険金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた額とは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- （注３）評価額には、共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済もしくは生命共済等の共済金または保険金等を含みません。

#### （支払共済金の計算－物損）

第１１条 一回の物損事故につき本組合の支払う共済金の額は、第９条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額から（１）から（５）の合計額を差引いた額とします。ただし、共済証書記載の共済金額を限度とします。

- （１）対物賠償共済等によって賠償義務者が共済金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定しまたは支払われた共済金もしくは保険金の額
- （２）共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- （３）賠償義務者以外の第三者から共済金請求権者に発生した損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- （４）１号から３号までの額のほか、物損救済補償共済金を支払うべき損害を補償するために支払わ

れる共済金、保険金その他の給付で、共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

(5) 共済証書記載の免責金額

2. 1回の物損事故につき被共済者が2名以上いる場合は、前項の規定により算出した物損救済補償共済金の額に、被共済者ごとの損害の額（注）の合計額と、被共済者ごとの損害の額（注）の割合を乗じた額を被共済者ごとの本組合の支払う物損救済補償共済金の額とします。

(注) 損害の額から第1項第1号から第5号までの額を差し引いた残額とします。

(共済金請求権者の義務)

第12条 共済金請求権者は、本組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、また本組合が行う損害の調査に協力しなければなりません。

2. 被共済者は、人身事故による傷害の治療を受ける際は、健康保険等の公的制度の利用により費用の軽減に努めなければなりません。

3. 本組合は、共済金請求権者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合または第1項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

4. 本組合は、賠償義務者または第2条（本組合の支払責任—対人）第1項および第3条（本組合の支払責任—対物）の損害を補償するために共済金、保険金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、共済金、保険金その他の給付の有無および額（注）について照会を行い、または本組合の支払共済金について通知することがあります。

(注) 共済金、保険金その他の給付の有無および額には、共済金額および共済金日額等が定額である傷害共済または生命共済等の共済金、保険金その他の給付を含みません。

(共済金の請求)

第13条 本組合に対する共済金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

(1) 人身救済補償共済金の請求に関しては、次に掲げる時

(イ) 被共済者が死亡した場合は、被共済者が死亡した時

(ロ) 被共済者に後遺障害が発生した場合は、被共済者に後遺障害が発生した時

(ハ) 被共済者が傷害を被った場合は、被共済者が治療を要しなくなった時

(2) 物損救済補償共済金の請求に関しては、損害発生の時

2. 共済金の請求は、共済金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。

(自動車共済約款との関係)

第14条 本組合は自動車共済約款賠償責任条項第3条（被共済者）の規定に該当する者が、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子に発生した損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。

2. 本組合は、自動車共済約款対物賠償責任条項第8条（費用—対人・対物）第4号に定める原因

者負担費用について、同条項の規定により対物賠償共済金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による物損救済補償共済金を重ねて支払いません。

3. この特約については、自動車共済約款一般条項第10条（重大事由による解除）の規定を次のとおり読み替えます。

(1) 第3項第1号の規定中「賠償責任条項」とあるのは「賠償責任条項または心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」

(2) (注3)の規定中「賠償責任条項第8条（費用－対人・対物）に規定する費用」とあるのは「賠償責任条項第8条（費用－対人・対物）に規定する費用または心神喪失等による事故の被害者救済補償特約に基づき共済金を支払うべき損害」、「被共済者」とあるのは「被共済者または共済契約自動車の運転者」

#### (準用規定)

第15条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

#### (支払共済金への不算入)

第16条 この特約により支払った共済金については、共済掛金及び責任準備金の算出方法書に定める割引・割増の算出に係る支払共済金には算入しません。

## 附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、令和6年8月1日以降に発生した事故に適用する。